

火災や自然災害に伴う市営住宅の一時的な使用について

火災や自然災害により住宅に被害を受け住居にお困りの方は、空いている市営住宅を一時的に使用していただくことができます。

●入居対象及び入居条件

- 1 入居対象者：次の①～⑤のいずれにも該当するもの
 - ①火災や自然災害により被害を受けた住居に住んでいたもの
 - ②住宅困窮要件を満たすもの
 - ③市内に住所を有するもの
 - ④ペット（犬・猫・鶏・鳩等）の飼育を市営住宅で行わないもの
 - ⑤暴力団員又は暴力団員と関係を有するものでないこと
- 2 入居期間：罹災の日から3か月以内
（罹災家屋の修繕や再建築等により退去時期が明確な場合は、最大6ヶ月間の入居が可能です。）
- 3 家賃：免除
- 4 敷金：免除
- 5 連帯保証人：必要ありませんが、緊急連絡人が必要です
- 6 その他：電気、ガス、水道、駐車場、共同施設等の維持・運営・修繕に要する費用は入居者の負担となります。

●申込方法

所定の申込用紙に記入のうえ、必要書類（減免申請書、誓約書、住民票、罹災証明書）を添付して、本人または代理の人が住宅営繕課（市役所6階）に提出してください。

（住民票：市民課で交付します）

（罹災証明：火災の場合は消防署、自然災害の場合は社会福祉課(福祉企画室)で交付します）

●鍵の引き渡し

申込受付後、速やかに引渡しができるよう努めますが、同時期に多数の使用希望者があった場合は、提供住戸の確保に時間を要する場合があります。なお、一時使用住戸での電気、ガス、水道などの使用については、鍵の引渡し後に、使用者本人による契約手続きが必要になります。

●問い合わせ

沼津市役所 住宅営繕課 市営住宅管理係 055-934-4792